

議案第24号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月8日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) 第9条 略 2 略 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については <u>1人につき6,000円</u> (職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。 4 略	(扶養手当) 第9条 略 2 略 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)の <u>うち2人までについてはそれぞれ6,000円</u> 、職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については11,000円)、 <u>その他の扶養親族については1人につき5,000円</u> とする。 4 略

(住居手当) 第 10 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) その所有に係る住宅(別に定めるこれに準ずる住宅を含む。)<u>のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して 5 年を経過していないものに</u>居住している職員で世帯主であるもの (3) 略 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第 1 号又は第 2 号に掲げる職員のうち第 3 号に掲げる職員であるものについては、第 1 号又は第 2 号に掲げる額及び第 3 号に掲げる額の合計額)とする。 (1) 略 (2) 前項第 2 号に掲げる職員 <u>2,500 円</u> (3) 略 3 略	(住居手当) 第 10 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) その所有に係る住宅(別に定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの (3) 略 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第 1 号又は第 2 号に掲げる職員のうち第 3 号に掲げる職員であるものについては、第 1 号又は第 2 号に掲げる額及び第 3 号に掲げる額の合計額)とする。 (1) 略 (2) 前項第 2 号に掲げる職員 <u>1,000 円(当該住宅が当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して 5 年を経過するまでの間は、2,500 円)</u> (3) 略 3 略
--	---

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27	(目的) 第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27

年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38 条第 4 項の規定に基づき、法第 15 条第 1 項に規定する企業職員(<u>三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年三朝町条例第 10 号)第 3 条第 2 項に規定する水道課の職員及び三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和 41 年三朝町条例第 30 号)第 2 条第 2 項に規定する国民宿舎プランナールみさの職員に限る。以下「企業職員」という。)</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (住居手当) 第 6 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) その所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)<u>のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して 5 年を経過していないものに</u>居住している職員で世帯主であるもの (3) 略	年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38 条第 4 項の規定に基づき、法第 15 条第 1 項に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (住居手当) 第 6 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) その所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの (3) 略
---	--

附 則
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。